

令和 2 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

令 和 2 年 5 月 8 日 提 出

## 目 次

承認第1号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	1
承認第2号	東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	21
承認第3号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	25
承認第4号	東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	32
承認第5号	東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	37
承認第6号	東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	40
承認第7号	東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	43
承認第8号	令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
承認第9号	令和2年度東浦町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
承認第10号	令和2年度東浦町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
議案第20号	令和2年度東浦町一般会計補正予算（第3号）	別添

承認第1号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

令和2年3月31日

東浦町長 神谷明彦

東浦町税条例の一部を改正する条例  
 東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第 35 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）略</p>	<p>（個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第 35 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）<u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>（4）略</p>
<p>2 から 5 まで 略</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第 35 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を<u>有する者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所</p>	<p>2 から 5 まで 略</p> <p>（個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第 35 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を<u>有する者若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当</p>

得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 略

2 から 5 まで 略

(法人の町民税の申告納付)

第 46 条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 から 17 まで 略

(固定資産税の納税義務者等)

第 52 条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区

該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 から 5 まで 略

(法人の町民税の申告納付)

第 46 条 略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 から 17 まで 略

(固定資産税の納税義務者等)

第 52 条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区

分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和 55 年法律第 86 号)第 8 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第 7 条第 1 項第 1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平

分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 略

4 固定資産税の所有者の所在が震災、風水害、火災、その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和 55 年法律第 86 号)第 8 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第 7 条第 1 項第 1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平

成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつ

成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者

て、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が

をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都

行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

- 8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第57条の2 略

2から8まで 略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第67条の4において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税

道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

- 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第57条の2 略

2から8まで 略

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第67条の4において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税

の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第57条の3 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(現所有者の申告)

第67条の6 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第68条 固定資産の所有者(法第386条

の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第57条の3 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第68条 固定資産の所有者(法第386条

に規定する固定資産の所有者をいう。)が第 67 条の 4 若しくは法第 383 条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、10 万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

(たばこ税の課税免除)

第 88 条 略

2 前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 90 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項(法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限る、適用する。

3 第 1 項(法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第 16 条の 2 の 3 第 2 項に規定する書類を提出している場合に限る、適用する。

4 略

(たばこ税の申告納付の手續)

第 90 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 88 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては

に規定する固定資産の所有者をいう。)が第 67 条の 4 又は法第 383 条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、10 万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

(たばこ税の課税免除)

第 88 条 略

2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第 16 条の 2 の 3 に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 略

(たばこ税の申告納付の手續)

第 90 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 88 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては

同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、**第88条第3項**に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2から5まで 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 略

2から5まで 略

6 **第52条第7項**の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から**令和6年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで)に提出

同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、**第88条第2項**に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2から5まで 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 略

2から5まで 略

6 **第52条第6項**の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から**平成33年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで)に提出

されたもの及びその時までに提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

## 2 及び 3 略

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 57 条の 2 第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

## 第 10 条の 2 略

2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

3 略

4 略

5 法附則第 15 条第 26 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

6 法附則第 15 条第 27 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

されたもの及びその時までに提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

## 2 及び 3 略

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 57 条の 2 第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

## 第 10 条の 2 略

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

4 略

5 略

6 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

7 法附則第 15 条第 30 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

- |  |   |
|--|---|
| <p>7 <u>法附則第15条第27項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第27項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第28項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第28項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> | <p>8 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第30項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第31項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第31項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> |
| <p>13 <u>法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町</p>   | <p>14 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町</p>                                  |

村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 略  
(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資

村の条例で定める割合は4分の3とする。

19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

27 略  
(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資

産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2. 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税

産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2. 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課

標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当

該農地調整固定資産税額とする。

表 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第123条第1号及び第130条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第123条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度

までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものと

第17条の2 昭和63年度から平成32年度

までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものと

みなす。 3 略	みなす。 3 略
-------------	-------------

### 附 則

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第67条の6の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

東浦町長 神谷明彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例(昭和36年東浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>520,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>510,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからカまで 略</p>

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

東浦町長 神谷明彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和49年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について、<u>法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>(<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第39項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第47項の条例で定める</u></p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について、<u>法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>(<u>法附則第15条第40項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>3 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第44項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第45項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p>

割合)

5 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

6 略

(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分

6 略

(宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分

の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの

の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3まで

規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

13 から 15 まで 略

（読替規定）

16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで若しくは第 47 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

17 略

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

13 から 15 まで 略

（読替規定）

16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

17 略

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東浦町都市計画税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第4号

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

令和2年4月24日

東浦町長 神谷明彦

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 東浦町国民健康保険条例（昭和 36 年東浦町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p>附 則  <u>（施行期日）</u>            第 1 条 この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。  <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u>            第 2 条 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。            2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する額（その額に 50 銭未満の端数</u></p>	<p>附 則  <u>この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

があるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する額 (その額に 50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。) を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法 (他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、法の規定に基づく条例 (この条例を除く。)若しくは規約、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく条例によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 3 条 新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときにおいて給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給し

<p>ない。ただし、その受けることができる 給与等の額が、前条第2項の規定により 算定される額より少ないときは、その差 額を支給する。</p>	
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険条例附則第2条及び第3条の規定は、同条例附則第2条第1項に規定する傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

承認第5号

東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の  
承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

令和 2 年 4 月 24 日

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東浦町後期高齢者医療に関する条例（平成20年東浦町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1及び2 略 3 <u>当分の間、町は、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。</u>	附 則 1及び2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第6号

東浦町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり  
専決処分する。

令和2年4月30日

東浦町長 神谷明彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から<u>第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条又は第 62 条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 57 条の 2 第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から<u>第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条</u>」とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 略 2 から 26 まで 略</p> <p><u>27 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。</u> (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第 23 条 <u>第 11 条第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から<u>第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 57 条の 2 第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで</u>」とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 略 2 から 26 まで 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第7号

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

東浦町長 神谷明彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 15 まで 略 （読替規定）</p> <p>16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで若しくは第 47 項、第 15 条の 2 第 2 項、<u>第 15 条の 3 又は第 61 条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から<u>第 15 条の 3 まで若しくは第 61 条</u>」とする。</p> <p>17 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 15 まで 略 （読替規定）</p> <p>16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで若しくは第 47 項、第 15 条の 2 第 2 項<u>又は第 15 条の 3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から<u>第 15 条の 3 まで</u>」とする。</p> <p>17 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。